

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和3年3月19日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、令和3年7月30日から同年8月30日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和3年7月30日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ周東店

所在地 岩国市周東町下久原474の1

2 意見の概要

（大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届け出について）

特に配慮を求める事項はない。

（大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届け出について）

特に配慮を求める事項はない。